

## 市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A（男）
- 2 年 齢 30歳代
- 3 所 属 筑豊教育事務所管内の中学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和6年3月21日
- 6 処分の程度 免職

### 7 処分の理由

被処分者は、令和5年6月下旬から、自校の女子生徒（以下「B」という。）にSNSのメッセージ機能を用いて個人的なメッセージを送るようになり、12月下旬までに、Bに対してメッセージを少なくとも490回送信した。

このうち、性行為を求めるなど性的な内容や、恋愛感情を伝えるなど不適切な内容のメッセージを、194回にわたり、執拗に繰り返し送信した。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。